

ふるさと小野町会 ふれあい通信

最近想うこと

吉田 徳一

(夏井出身・神奈川支部)



「ふるさと小野町会に入会して5年になりますが、ふるさとの諸先輩方とお会いし、お話を聞くうちに、次第にふるさとへの想いが強くなってきたような気がします。

これまで老後の生活について、あまり深刻に考えておりませんでした。仕事に追われる毎日、そういう余裕がなかったということもあり、2年後には65歳になります。その辺でひとつの区切りがあるのかなと思ったりしています。退職後、どんな生活になるのか全く見当が付きません。年金だけで生活は不可能

では?と思ったり、それなら思い切り生活を質素にする、そのためには田舎暮らしか? その準備手段として、地域の選定・住居の確保方法・移住後の生活プランなどについて検討しなければなりません。おつくつでもあり興味もあります。

現在、川崎市の集合住宅に住んで都心まで電車通勤しておりますが、朝の満員電車には閉口しています。また、夏場の蒸し暑さからも逃げ出しなくなり、そんな時、夏の間だけでも涼しい地域で過ごせたらと思うことがあります。したが、サラリーマンの宿命(安給料と仕事)で夢のまた夢とあきらめておりました。しかし、退職後ならどうか? やり方によっては可能ではないかと思うようになりました。もちろん、ふるさと小野町も候補地域のひとつに加えたいと私自身は考えていますが、まだ家族には相談していませんので今のところでは何とも言えません。

2年後を目標に検討してみたいと思います。

国民年金コナナ

老齢基礎年金の額を増やしたい方には「付加年金」という制度があります。

国民年金の第一号被保険者の方(サラリーマンなどの方)とその被扶養配偶者の方は除かれますが、20歳から60歳になるまでの40年間、月額1万5,100円(平成22年度価格)の保険料を納めると、65歳から79万2,100円(月額6万6,008円・22年度価格)の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方は、「付加年金」という制度が設けられています。

●付加保険料と付加年金の額

付加年金を受けるためには、冒頭の通常の保険料とともに、月額4000円の付加保険料を納めることになっています。

付加年金の額は、「2000円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

【例】

付加保険料を5年間(60カ月)納めたときの総付加保険料額の2万4,000円(4000円×60カ月)に対し、65歳から老齢基礎年金と一緒に支給される付加年金の額は年額1万2,000円(2000円×60カ月)となります。つまり、2年間で元金がかえてくるわけです。ただし、付加年金には、「物価スライド制度」などはありません。

一方、付加年金は老齢基礎年金と一緒に支給されるため、繰り上げ支給または繰り

下げ支給したときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。

●付加保険料を納められる方

自営業者などの国民年金第一号被保険者の方に限られます。

保険料を免除(全部、一部)されている方、国民年金基金の加入員になった方は付加保険料を納められません。

60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。

なお、付加保険料は、納期限を過ぎると納められません。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

付加保険料の手続と相談先は、お住まいの市町村の国民年金の窓口または住所を管轄する年金事務所となっています。

郡山年金事務所
024-932-3434
町民生活課
72-6933